

佐倉市地域防災計画

地震災害対策編 附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

令和4年度修正
佐倉市防災会議

地震災害対策編 附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第 1 章

総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

東-1-2

第2節 基本方針

東-1-3

1. 計画の内容

東-1-3

2. 計画の範囲

東-1-3

3. 前提条件

東-1-3

4. 計画の実施

東-1-3

第1章 総 則

第1節 計画の目的

本附編は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する千葉県において、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第2節 基本方針

1. 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、住民の生命、身体、財産を保護するために必要となる次の事項等を定めるものとする。

- ① 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- ② 地震発生にあたっては被害を最小限にとどめるために必要な措置

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、各団体等において個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示すものとする。

2. 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、「地震災害対策編」に定めるところによる。

3. 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- ① 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- ② 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。

4. 計画の実施

千葉県は地震防災対策強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

地震災害対策編 附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第2章

事前の措置

第2章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	東-2-2
第2節 事業所に対する指導、要請	東-2-5
1. 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請	東-2-5
2. 生活関連事業所に対する指導、要請	東-2-6
第3節 広報及び教育	東-2-8
1. 広報	東-2-8
2. 教育	東-2-9
第4節 地震防災訓練	東-2-11
1. 総合防災訓練等	東-2-11
2. 各防災関係機関の訓練	東-2-11
3. 住民、事業所が実施する訓練	東-2-11

第2章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

《基本方針》

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。

このため、地震災害対策編においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について、以下のとおり定める。

区分	機関名	内容
情報伝達手段の整備	市 関係機関	(1) 市町村防災行政無線の整備 市は、住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するため、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））の整備を推進する。 (2) 他の通信施設の利用 防災関係機関は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。
建築物・構造物の地震対策	市	(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ① 市有の庁舎、学校等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 ② 防災上重要な民有建築物に対し、耐震診断・耐震改修の実施を指導する。 (2) ブロック塀等の安全対策 通学路等に面したブロック塀等について、危険性のあるものに対し、補強・改修の実施を指導する。 (3) 外壁等の落下物防止対策 人通りの多い道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。
道路・河川等の対策	市 関係機関	(1) 施設等の点検整備 ① 河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 ② 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。

区分	機関名	内容
鉄道対策の強化	東日本旅客鉄道株式会社	(1) 地震防災体制の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。 (2) 旅客の避難対策 駅長は、県、市が指定する指定避難場所等の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等避難誘導体制を確立する。 (3) 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。 (4) 食料、飲料水の調査 ① 駅長は、発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事のあわせについて打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。 ② 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。 (5) 復旧資機材の調査及び整備 ① 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 ② 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。
	京成電鉄株式会社 山万株式会社	(1) 要注意箇所の把握 路線及び諸設備の点検を行い、要注意箇所を把握する。 (2) P R 方法の確立 県から通知を受けるための窓口を定め、社内及び旅客公衆に対する P R 方法を確立する。
食糧確保の計画化	市 関係機関	(1) 災害応急食糧の精米計画 発災時における応急食糧の配給において、市が米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、市は、管内の米穀販売事業者等と、精米計画を策定するよう努める。

区分	機関名	内容
学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化	市	(1) 公立学校における対策 ① 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。 ② 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。 ③ 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。 ④ 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。 ⑤ 万年壱、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 ⑥ 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。
	関係機関	(2) 一般病院、診療所、助産所等における対策 ① 医療器具の転倒及び落下物の安全対策 ② 医薬品及び危険物等の安全対策 ③ 飲料水、薬品等の備蓄 ④ 発電機の整備 ⑤ 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 (3) 老人保健施設等における対策 ① 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 ② 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 ③ 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保 (4) 社会福祉施設に対する指導事項 ① 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 ② 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 ③ 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

第2節 事業所に対する指導、要請

《基本方針》

警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等について、関係事業所の果たす役割が非常に大きく、その協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定める。

1. 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

(1) 事業所に対する指導

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導する。

① 対象事業所

消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所

② 計画策定上の指導事項

〔消防計画〕

- ア 火気の取扱い
- イ 自衛消防組織
- ウ 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い
- エ 教育訓練
- オ 顧客、従業員等の安全確保
- カ 情報収集、伝達、広報
- キ 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置
- ク 営業方針、従業員の時差退社
- ケ その他必要な事項

〔予防規程〕

- ア 施設の安全確保のための緊急措置
- イ 火気の取扱い
- ウ 教育訓練
- エ 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い
- オ 危険物輸送の安全対策
- カ 情報収集、伝達、広報
- キ 必要資機材の点検整備
- ク 操業方針、従業員の時差退社
- ケ その他必要な事項

③ 指導方法

- ア 講習会、研修会
- イ 印刷物
- ウ 各種業界の集会

エ 消防行政執行時、その他

(2) 毒物、劇物営業所等に対する指導

県は、警戒宣言時においては、毒物、劇物営業所等に対して、次により指導を行う。

- ① 施設等の緊急点検、巡回
- ② 充填作業、移し換え作業等の自粛
- ③ 施設の損壊防止措置

(3) 高圧ガス施設（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所）に対する指導

県は、高圧ガス施設（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所）に対して、次により指導を行う。（不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除く。）

- ① 警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。
- ② （一社）千葉県LPガス協会、（一社）千葉県高圧ガス保安協会及び千葉県冷凍設備保安協会等の関係保安団体との連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。

(4) 火薬類取扱施設（火薬類取締法第3条の許可に係る事業所）に対する指導

県は、火薬類取扱施設（火薬類取締法第3条の許可に係る事業所）に対して、次により指導を行う。

- ① 警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。
- ② 千葉県火薬類保安協会等の関係保安団体、及び警察、消防機関と連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。

2. 生活関連事業所に対する指導、要請

(1) 食料、生活物資等を扱う事業所

県は、食料、生活物資を扱う事業所に対して、以下のような指導、要請を行う。

なお、市は、県が実施する指導、要請にあたり、県より協力要請を受けた場合、当該要請に応じる。

- ① 生鮮食料品の安定維持を確保するため、県内卸売市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。
- ② 食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を市町村、商工会議所、商工会、千葉県中小企業団体中央会及び千葉県商店街連合会を通じて要請する。

また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、（一社）千葉県LPガス協会に要請する。

(2) 金融機関

国及び県は、警戒宣言が発せられた場合、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農漁業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため、それぞれの所掌事務に応じ、次に掲げる事項について金融機関を指導する。

① 金融機関の業務確保

ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。

イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。

② 金融機関の防災体制の確立

ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。

イ 発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。

③ 顧客への周知徹底

ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭でその旨掲示する。

イ 上記①のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。

第3節 広報及び教育

《基本方針》

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災関係機関の職員はもとより、住民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、住民、事業所等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期する。

1. 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災関係機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災関係機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 県における広報

① 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は住民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、「平常時」、「東海地震に関連する調査情報発表時」、「東海地震注意情報発表時」、「警戒宣言発令時」等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

② 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。

なお、広報の実施にあたっては、特に住民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

ア 東海地震に関する一般的知識

- 1) 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- 2) 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- 3) 地震が発生した場合の千葉県域への影響度等

イ 警戒宣言時に主要防災関係機関のとり措置

ウ 住民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

エ その他必要な事項

③ 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、千葉県西部防災センターの展示品や防災研修会、「ちば県民だより」等の印刷物によるほか、映画及びテレビ、ラジオによる県提供番組を通じて実施する。

(2) 市における広報

市は、県に準じて地域の実情に即した広報活動を実施する。

なお、市における広報の方法は、防災研修会、「こうほう佐倉」等の印刷物によるほか、株式会社広域高速ネット二九六（ケーブルネット296）による市提供番組を通じて実施する。

(3) 防災関係機関における広報

各防災関係機関は、それぞれ所管する業務に係る事項を中心に、広域的、現場的広報を実施する。

2. 教育

(1) 職員等に対する教育

市及び各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員等に対し必要な事前の防災教育を実施する。

① 教育事項

市及び各防災関係機関の実施する防災対策の内容周知を重点とするほか、次の事項を定める。

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- ウ 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

② 教育の方法、手段等

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図るほか、各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法、手段を選定する。

(2) 児童生徒等に対する教育

公立学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体的安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、各学校において、県、市及び防災関係機関の協力を得て、地震防災教育を次のとおり実施する。

① 教育内容

- ア 東海地震に関する基本的知識
- イ 東海地震が発生した場合の千葉県への影響度、予想される危険等
- ウ 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- エ 警戒宣言時に学校がとる措置

- オ 児童生徒等の学校内及び通学時における安全対策、行動指針
- カ 学校施設等の防災対策
- キ 訓練、その他地震対策に必要な事項

② 教育の方法、手段等

防災教育の実施にあたっては、様々な教育活動を通じて指導を行い、防災訓練は、防災教育活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- ア 内容の選択及び指導にあたって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- イ 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- エ 防災訓練の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。
- オ 防災教育のための専門の時間を確保することが困難な場合には、各教科指導の中に防災教育の要素を取り入れるといった工夫を行う。

第4節 地震防災訓練

《基本方針》

各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合等に備え、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能等の向上を目的とした総合防災訓練、その他防災訓練等の実施に努める。

また、各地域の自主防災組織、自治会・町内会等や各事業所等は、警戒宣言が発せられた場合等において、地域住民や従業員等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、訓練の実施に努める。

1. 総合防災訓練等

(1) 県

県は、市町村、各防災機関の協力を得て、例年実施する総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

(2) 市

市は、県主催の総合防災訓練に参加するほか、個別訓練の実施に努める。

また、市は、各防災関係機関の協力を得て、総合防災訓練として例年実施する市民防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的に、地震予知対応型の訓練を併せて実施するよう努める。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2. 各防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、県又は市主催の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施にあたっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、住民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3. 住民、事業所が実施する訓練

県、市及び各防災関係機関は、自主防災組織、自治会・町内会等や各事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。

この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

地震災害対策編 附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第3章

東海地震注意情報から 警戒宣言発令までの対応措置

第3章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 警戒宣言発令までのあらまし	東-3-2
第2節 東海地震注意情報の伝達	東-3-4
1. 伝達系統及び伝達手段	東-3-4
2. 伝達体制	東-3-5
3. 伝達事項	東-3-5
第3節 活動体制の準備等	東-3-6
1. 県における活動体制の準備	東-3-6
2. 市における活動体制の準備	東-3-6
3. その他の防災関係機関	東-3-6
第4節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	東-3-9
1. 市における広報	東-3-9
2. 報道機関における広報	東-3-9
第5節 混乱防止の措置	東-3-11
1. 県における混乱防止措置	東-3-11
2. 市における混乱防止措置	東-3-11
3. その他の防災関係機関における混乱防止措置	東-3-11

第3章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 警戒宣言発令までのあらまし

科学的な観測機器により観測されたデータにおいて、東海地震の前ぶれと見られる異常現象が発見された場合には、その危険度の大きさにより、「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」が気象庁より発表される。

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合、気象庁長官は、そのことを内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は、閣議で決定した後、「地震防災対策強化地域」に対して「警戒宣言」を発令する。「警戒宣言」の発令に伴い、気象庁は、「東海地震予知情報」の発表を行うことになる。

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」、内閣総理大臣が発令する「警戒宣言」及び市の対応の概要は、以下のとおりである。

情報の種類		発表の基準	地震防災対策強化地域等での対応	市の対応
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル青)	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査状況を発表	情報収集・伝達等	【第1 配備体制】 ・ 情報収集
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表	東海地震に対処するため、次のような準備行動を実施 ・ 児童生徒の帰宅等の安全確保対策 ・ 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備	【第2 配備体制】 ・ 災害対策本部の設置準備 ・ 防災関係機関への伝達 ・ 住民等への情報提供 ・ 社会的混乱防止のための措置

情報の種類	発表の基準	地震防災対策強化地域等での対応	市の対応
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表	警戒宣言の発令に伴い、次のような対応を実施 ・津波や崖崩れの危険地域からの事前避難 ・交通規制 ・百貨店等の営業中止等	【第3 配備体制】 ・災害対策本部の設置 ・防災関係機関への伝達 ・住民等への事前避難等に関する情報提供 ・社会的混乱防止のための措置 ・応急活動の準備等

※ 各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2節 東海地震注意情報の伝達

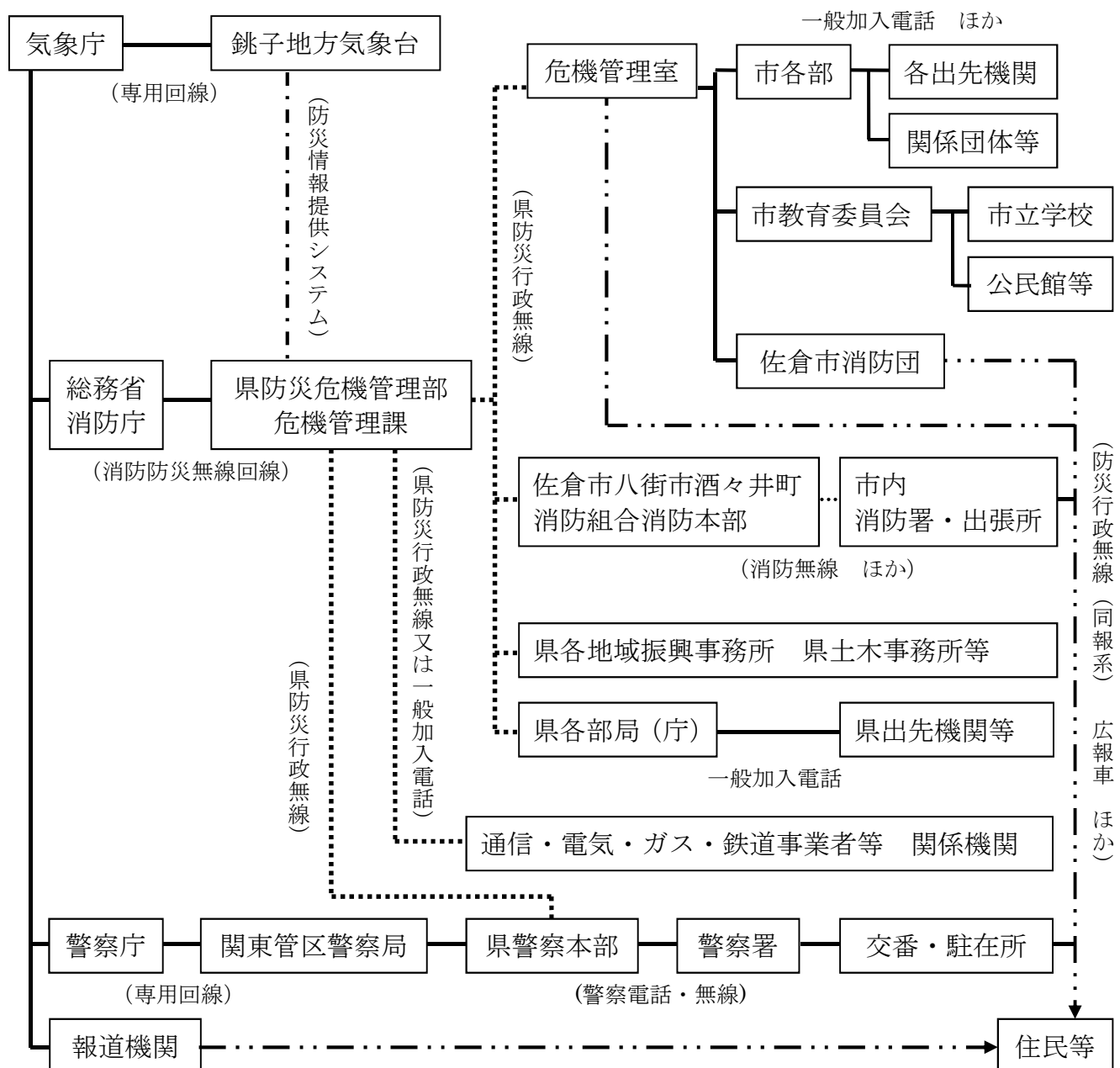
《基本方針》

市及び各防災関係機関は、県等から東海地震注意情報を受けた場合、又は報道機関の報道に接した場合における情報伝達系統及び伝達手段を、あらかじめ定める。

1. 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

また、各防災関係機関は、県等から東海地震注意情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定める。



2. 伝達体制

(1) 県

県は、総務省消防庁から東海地震注意情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部署等に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、県出先機関、市町村、各防災機関へ伝達する。

(2) 市

市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、関係機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。

(3) 県警察

県警察本部は、東海地震注意情報の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達する。

(4) 各防災関係機関

各防災関係機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3. 伝達事項

県、市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報が発表された場合、次の事項を伝達する。

- ① 東海地震注意情報が発表されたこと
- ② 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること
- ③ その他必要と認める事項

第3節 活動体制の準備等

《基本方針》

県、市、各防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備及び警備本部を設置する等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な体制をとる。

1. 県における活動体制の準備

(1) 災害対策本部設置準備

緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。

(2) 職員の参集

職員の参集は、第2配備体制とする。

なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定める。

(3) 東海地震注意情報時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理部危機管理課が各防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- ① 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達
- ② 社会的混乱防止のため必要な措置
- ③ 市町村、各防災関係機関との連絡調整

2. 市における活動体制の準備

(1) 災害対策本部の設置準備

第2配備体制をとるとともに、災害対策本部の設置準備に入る。

(2) 職員の参集

職員の参集は、第2配備体制とする。

なお、職員の参集方法等については、「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによる。

(3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理室長及び危機管理室が各部、関係機関等の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- ① 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- ② 社会的混乱防止のための必要な措置
- ③ 県、他市町村、各防災関係機関との連絡調整

3. その他の防災関係機関

(1) 佐倉市八街市酒々井町消防組合

東海地震注意情報発表の情報を受けたときは、平素の消防業務（災害活動を除く）を停止又は縮小し、次の措置をとる。

- ① 非常警備体制への移行

- ② 非常召集
- ③ 震災消防活動部隊の編成
- ④ 活動体制の強化
- ⑤ 関係機関からの情報収集体制の確立

(2) 千葉県警察

東海地震注意情報発表の情報を受けたときは、次の措置をとる。

- ① 災害警備対策室の設置
- ② 関係機関との連絡調整
- ③ 情報の受理伝達等

(3) 陸上自衛隊

東海地震注意情報発表の情報を受けたときは、次の措置をとる。

- ① 陸上自衛隊第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。
- ② 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。

(4) 東日本電信電話株式会社

防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。

- ① 通信量、通信疎通状況の監視
- ② 設備運転状況の監視
- ③ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置
- ④ 電話利用の自粛等の広報活動

(5) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、その他の通信事業者

東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。

- ① 通信量、通信疎通状況の監視
- ② 設備運転状況の監視
- ③ 輻輳発生時の規制措置

(6) 東日本旅客鉄道株式会社

東海地震注意情報発表の情報を受けたときは、次の措置をとる。

- ① 地震防災対策本部の設置

東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター及び、現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。

- ② 非常参集

夜間、休日等において、地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。

(7) 京成電鉄株式会社・山万株式会社

東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。

(8) 東日本高速道路株式会社

東海地震注意情報を受けたときは、非常参集の要員連絡・参集を行い、東海地震警戒本部を設置する。

(9) その他各防災関係機関

東海地震注意情報を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

第4節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

《基本方針》

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民等に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

1. 市における広報

市は、東海地震注意情報から警戒宣言までの間、社会的混乱を防止するため、住民等に的確な情報を広報する。

(1) 広報の方法

- ① 佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））による広報
- ② 株式会社広域高速ネット二九六（ケーブルネット296）による緊急情報放送、メール配信サービス、市ホームページ、SNS等の文字情報による広報
- ③ 広報車による広報

(2) 広報の内容

- ① 東海地震注意情報が発表されたこと
- ② 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること
- ③ その他必要と認める事項

2. 報道機関における広報

(1) 日本放送協会千葉放送局

① 放送体制

東海地震注意情報が発表された時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。

東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。

また、千葉FM放送では、県内向けとして住民生活等に必要な情報を放送する。

② 放送内容

放送内容は、次の事項を重点とする。

- ア 東海地震注意情報の内容
- イ 強化地域、観測データの解説
- ウ 混乱防止の呼びかけ
- エ 防災知識の紹介

(2) 株式会社ニッポン放送

- ① 気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク（休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。

- ② 連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。
- ③ 地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、都庁等）に待機する。
- ④ 東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。

(3) 千葉テレビ放送株式会社

東海地震注意情報発表後、報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。

報道制作担当局長は、非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。

(4) 株式会社ベイエフエム

① 放送体制

東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。

東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。

また、ベイエフエムでは、県内向けとして住民生活等に必要な情報を放送する。

② 放送内容

放送内容は、次の事項を重点とする。

- ア 東海地震注意情報の機能の解説
- イ 強化地域、観測データの解説
- ウ 混乱防止の呼びかけ
- エ 防災知識の紹介

第5節 混乱防止の措置

《基本方針》

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、県、市及び各防災関係機関は、必要な対応策を講じる。

1. 県における混乱防止措置

県は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。

- ① 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。
- ② 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。
- ③ その他必要事項の実施

2. 市における混乱防止措置

市は、防災関係機関等の協力を得て、次により混乱防止措置を実施する。

- ① 混乱防止に必要な情報の収集、伝達等
混乱防止に必要な情報の収集、県及び防災関係機関への伝達を実施する。
なお、収集及び伝達の方法等については、「第2節 東海地震注意情報の伝達」に定めるところによる。
- ② 住民等に対する呼びかけ
主に次の事項について、呼びかけを実施する。
なお、呼びかけの方法等については、「第4節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報」に定めるところによる。
 - ア 情報の把握に関すること
 - イ 倒壊・落下物防止等に関すること
 - ウ その他防災用品等の準備に関すること
 - エ 防災体制の確立、営業の継続停止及び退社等の措置に関すること
- ③ 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進
- ④ その他必要事項の実施

3. その他の防災関係機関における混乱防止措置

(1) 佐倉市八街市酒々井町消防組合

- ① 住民等に対する呼びかけ
主に次の事項について、呼びかけを実施する。
 - ア 情報の把握に関すること
 - イ 出火防止及び初期消火に関すること
- ② その他必要事項の実施

(2) 千葉県警察

民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。

- ① 混乱の予想される駅又は混乱の発生した駅等に部隊を配備する等の警戒警備活動を実施する。

- ② 住民及び自動車運転者等の取るべき措置等について広報を実施する。
- ③ その他必要事項の実施

(3) 東日本旅客鉄道株式会社

東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。

- ① 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備する。
 - ア 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。
 - イ 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。
 - ウ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。
 - エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。
 - オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。
- ② 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。
- ③ 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。
- ④ 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。
- ⑤ 状況により警察官の応援要請を行う。

(4) 京成電鉄株式会社、山万株式会社

警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。

また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。

(5) 東日本電信電話株式会社

東海地震注意情報の報道に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。

- ① 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。
- ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

(6) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、その他の通信事業者

東海地震注意情報の報道に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。

- ① 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。
- ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

地震災害対策編 附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第4章

警戒宣言発令に伴う対応措置

第4章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制	東-4-3
1. 県の活動体制	東-4-3
2. 市の活動体制	東-4-4
3. その他の防災関係機関の活動体制	東-4-4
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	東-4-7
1. 警戒宣言の伝達	東-4-7
2. 警戒宣言時の広報	東-4-8
第3節 警備対策	東-4-11
1. 基本的な活動	東-4-11
2. 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	東-4-11
第4節 水防・消防等対策	東-4-12
1. 県	東-4-12
2. 市、佐倉市八街市酒々井町消防組合	東-4-12
3. 水防管理団体	東-4-12
第5節 公共輸送対策	東-4-13
1. 東日本旅客鉄道株式会社	東-4-13
2. 京成電鉄株式会社、山万株式会社	東-4-15
3. バス、タクシー等対策	東-4-16
第6節 交通対策	東-4-17
1. 千葉県警察のとり道路交通対策	東-4-17
2. 道路管理者のとり措置	東-4-19
第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策	東-4-21
1. 上水道対策	東-4-21
2. 公共下水道対策	東-4-22
3. 電気対策	東-4-22
4. ガス対策	東-4-23
5. 通信対策	東-4-24
第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策	東-4-27
1. 学校、幼稚園、保育園等における対策	東-4-27

2. 病院、診療所における対策	東-4-27
3. 社会福祉施設等における対策	東-4-28
第9節 避難対策	東-4-29
1. 警戒宣言時の措置	東-4-29
2. 事前の措置	東-4-29
第10節 救護救援対策・防疫対策・保健活動対策	東-4-31
1. 救護救援対策	東-4-31
2. 防疫対策	東-4-32
3. 保健活動対策	東-4-32
第11節 その他の対策	東-4-34
1. 食糧、医薬品等の確保	東-4-34
2. 緊急輸送の実施準備	東-4-34
3. 市が管理、運営する施設対策	東-4-34
4. 市税の申告、納付等に関する措置	東-4-35
5. その他（特定動物の逸走防止）	東-4-35

第4章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

《基本方針》

県、市、各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合は、社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、必要な体制をとる。

1. 県の活動体制

(1) 千葉県災害対策本部の設置

県は、警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに千葉県災害対策本部を設置する。

(2) 千葉県災害対策本部の設置場所

千葉県災害対策本部は、原則として、県本庁舎5階大会議室に設置する。

(3) 千葉県災害対策本部の組織運営、所掌事務

千葉県災害対策本部の組織は、災害対策基本法、千葉県災害対策本部条例、千葉県災害対策本部要綱及び千葉県地域防災計画に定めるところによる。

また、次のとおり支部を設置する。

名称	位置	区域
千葉支部	防災危機管理部内	千葉市・市原市
葛南支部	葛南地域振興事務所内	習志野市・八千代市・船橋市・市川市・浦安市
東葛飾支部	東葛飾地域振興事務所内	松戸市・柏市・流山市・野田市・我孫子市・鎌ヶ谷市
印旛支部	印旛地域振興事務所内	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡
香取支部	香取地域振興事務所内	香取市・香取郡
海匝支部	海匝地域振興事務所内	銚子市・匝瑳市・旭市
山武支部	山武地域振興事務所内	東金市・山武市・大網白里市・山武郡
長生支部	長生地域振興事務所内	茂原市・長生郡
夷隅支部	夷隅地域振興事務所内	勝浦市・いすみ市・夷隅郡
安房支部	安房地域振興事務所内	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
君津支部	君津地域振興事務所内	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市

なお、上記の支部の所掌事務は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- ② 各防災機関の業務に係る連絡調整
- ③ 社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施
- ④ 報道機関等への情報提供

⑤ その他必要な事項

(4) 配備体制

千葉県災害対策本部の配備体制は、本部第1 配備体制とする。

2. 市の活動体制

(1) 佐倉市災害対策本部の設置

市は、警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに佐倉市災害対策本部を設置する。

(2) 佐倉市災害対策本部の設置場所

佐倉市災害対策本部は、原則として、佐倉市役所敷地内に設置する。

佐倉市災害対策本部会議は、佐倉市役所社会福祉センター3階会議室に置くものとし、佐倉市災害対策本部事務局を佐倉市役所社会福祉センター3階危機管理室に置く。

佐倉市役所社会福祉センターに佐倉市災害対策本部会議及び佐倉市災害対策本部事務局を置くことができない場合は、佐倉市役所敷地内に存する他の施設のうちから代替施設を選定する。

なお、佐倉市役所敷地内では佐倉市災害対策本部としての機能を発揮又は維持することが困難な場合は、ミレニアムセンター佐倉に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡し、周知徹底を図る。

(3) 佐倉市災害対策本部の組織運営、所掌事務

佐倉市災害対策本部の組織は、佐倉市災害対策本部条例及び「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによる。

なお、本部の所掌事務は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- ② 県、他市町村、各防災関係機関との連絡調整
- ③ 社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施
- ④ 報道機関等への情報提供
- ⑤ その他必要な事項

(4) 配備体制

佐倉市災害対策本部の配備体制は、第3 配備体制とする。

3. その他の防災関係機関の活動体制

(1) 佐倉市八街市酒々井町消防組合

「第4節 水防・消防等対策」に定める活動を実施できる体制とする。

(2) 千葉県警察

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置をとる。

- ① 災害警備本部の設置
- ② 警備要員の招集
- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ 情報の受理伝達等

(3) 陸上自衛隊

警戒宣言が発せられた場合は、計画に基づき災害派遣準備を実施する。

(4) 東日本電信電話株式会社

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置をとる。

① 情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。

② 要員の確保

ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。

(5) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、その他の通信事業者

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置をとる。

① 情報の収集、伝達体制の整備

各通信事業者は、情報の収集、伝達体制をとる。

② 要員の確保

ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。

(6) 東日本旅客鉄道株式会社

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置をとる。

① 地震災害警戒本部の設置

支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。

② 地区地震災害警戒本部の設置

地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。

③ 駅、区等地震災害警戒本部の設置

現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。

(7) 京成電鉄株式会社・山万株式会社

警戒宣言が発せられた場合は、災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。

(8) 東日本高速道路株式会社

警戒宣言が発せられた場合は、東海地震警戒本部を設置するほか、情報収集・連絡、道路交通状況把握、道路応急班等を組織し、災害情報連絡活動・災害応急対策を実施する。

(9) その他各防災関係機関

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置をとる。

① 各防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。

また、県及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な対応を実施する。

- ② 各防災関係機関は、あらかじめ定めた所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等に基づき、要員の確保等を行う。

(2) 伝達体制

① 県

県は、警戒宣言及び東海地震予知情報等について、総務省消防庁から通報を受けたときは、直ちに庁内放送、防災行政無線、一般加入電話等によりその旨を庁内、各部、局、出先機関、市町村、各防災機関等へ伝達する。

県各部局等は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関等に対し伝達する。

また、各出先機関においては、窓口への掲示案内等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

② 市

市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。

住民等に対しては、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））や広報車、窓口等への看板掲示、各消防署及び消防団の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

なお、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号の方法は、次のとおりである。

警 鐘	(5点) 		
サ イ レ ン	吹鳴（約 45 秒） 	間隔（約 15 秒）	吹鳴（約 45 秒） 

※ 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。

必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

③ 千葉県警察

警戒宣言の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達するとともに、住民等に対し、航空機及び警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。

④ 各防災関係機関

県から情報を受けたときは、直ちに機関内部、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関、団体、事業所等に周知する。

(3) 伝達事項

県、市及び各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、次の事項を伝達する。

- ① 警戒宣言等の内容
- ② 本県への影響予想
- ③ 各機関がとるべき体制
- ④ その他の必要事項

2. 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、県、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、千葉県災害対策本部、佐倉市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた千葉県災害対策本部、佐倉市災害対策本部及び関係機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

(1) 県における広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

なお、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定める。

① 広報の項目

ア 住民及び事業所のとるべき防災措置

- 1) 火の注意
- 2) 水のくみおき
- 3) 家具類の転倒防止等
- 4) 情報収集

イ 混乱防止のための対応措置

- 1) 駅等の混乱防止のための広報（時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけ、駅等の混乱状況等）
- 2) 道路交通の混乱防止のための広報（走行中の車両の減速走行の呼びかけ、自動車利用の自粛及び中止要請等）
- 3) 電話の輻輳による混乱防止のための広報（電話利用の自粛要請等）
- 4) 買い出しなどによる混乱防止のための広報（買い急ぎをする必要のないこと等）
- 5) 金融機関等の混乱防止のための広報（急いで引き出しをする必要のないこと等）

② 広報の実施方法

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施するほか、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）を活用する等により広報活動を行う。

(2) 市における広報

住民等に対して行う広報は、県に準じて行うこととし、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定める。

① 広報の項目

ア 警戒宣言の内容の周知徹底

イ 地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ

ウ 住民及び事業所のとるべき防災措置

- 1) 火の注意
- 2) 水のくみおき
- 3) 家具類の転倒防止等
- 4) 情報収集

エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

② 広報の実施方法

ア 佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））による広報

イ 株式会社広域高速ネット二九六（ケーブルネット296）による緊急情報放送、メール配信サービス、市ホームページ、SNS等の文字情報による広報

ウ 広報車による広報

エ 自主防災組織や自治会・町内会等を通じた広報

(3) 各防災関係機関における広報

住民及び施設利用者等に対する広報は、県に準じて行う。

① 広報の項目

ア 警戒宣言の内容の周知徹底

イ 各防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力体制

ウ その他必要と認める事項

② 広報の実施方法

各防災関係機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、住民等に対する情報伝達を各機関の実態にあわせて積極的に行う。

(4) 報道機関への発表

千葉県災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行う。

第3節 警備対策

《基本方針》

千葉県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、災害警備本部を設置するとともに、警戒体制下活動を実施する。

1. 基本的な活動

警戒体制下における基本的な活動として、次の活動を行う。

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広 報

2. 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

東海地震に係る周辺地域としての特別な活動として、次の活動を行う。

- (1) 警備部隊の事前配置
 - ① 警備部隊の配置場所
 - ア 主要駅等人の集中が予想される場所
 - イ 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
 - ウ 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
 - エ 災害危険場所
 - オ その他必要と認める場所
- (2) 広報
 - ① 広報内容
 - ア 警戒宣言の内容及び関連する情報
 - イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置
 - ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
 - エ その他民心の安定を図るため必要な情報
 - ② 広報手段
 - ア パトロールカー、広報車等の警察車両による広報
 - イ 警察用航空機及び警察用船舶による広報
 - ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
 - エ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防等対策

《基本方針》

県、市、各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、がけ崩れ等の危険への備え、出火及び混乱防止等に関して、必要な措置を講じる。

1. 県

県は、警戒宣言が発せられた場合、がけ崩れ等の危険に備え、次の措置を講じる。

- (1) 河川の水門、排水機場等の施設の操作に備え、関係機関と協力して要員の配置を行うとともに、施設の点検整備を行う。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域の点検を行う。なお、各点検整備・準備作業中に地震が発生することも考え、作業中の安全に配慮する。
- (3) 河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設について、地震発生後の緊急点検に備え、直ちに出勤できる体制をとる。
- (4) 水防資機材の点検整備を行う。

2. 市、佐倉市八街市酒々井町消防組合

市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して、次の事項を基本として、対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) 津波浸水想定地域、土砂災害危険箇所等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所等への広報
- (5) 自主防災組織や自治会・町内会等への防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

3. 水防管理団体

市及び印旛利根川水防事務組合は、次の対応措置を講じる。

- (1) 要員確保について、関係機関と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び管理を行っている水門及び内水排除施設等の点検を実施する。

第5節 公共輸送対策

《基本方針》

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、各交通機関は、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、対応措置を講じる。

1. 東日本旅客鉄道株式会社

(1) 警戒宣言の伝達

① 機関内部における伝達

機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

② 運転中の列車等の乗務員に対する伝達

運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

③ 旅客等への伝達

ア 駅においては、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等の放送を行い、旅客の協力が得られるよう努める。

イ 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況の放送を行い、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

① 東日本旅客鉄道株式会社の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道株式会社本社を通じて、テレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。

② 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

(3) 列車の運転規制

① 警戒宣言が発令された時の千葉県内の線区の列車の運転規制は、次による。

規制速度	線名	区間	距離
45km/h	総武緩行	千葉 ～ 御茶ノ水	38.7km
	総武快速	東京 ～ 千葉	39.2km
	常磐快速	上野 ～ 取手	39.6km
	常磐緩行	綾瀬 ～ 取手	29.7km
	武蔵野	府中本町 ～ 新松戸	57.5km
	京葉	西船橋 ～ 南船橋 東京 ～ 蘇我 西船橋 ～ 市川塩浜	5.4km 42.9km 5.9km

規制速度	線名	区間	距離
45km/h	総 武	千 葉 ～ 佐 倉	16.1km
	内 房	蘇 我 ～ 館 山	85.9km
		千 倉 ～ 安房鴨川	22.8km
	外 房	御 宿 ～ 安房鴨川	27.9km
	久留里	木更津 ～ 上総亀山	32.2km
65km/h	武蔵野	新松戸 ～ 西船橋	14.3km
	成 田	我孫子 ～ 成 田	32.9km
		佐 倉 ～ 佐 原	40.0km
		成 田 ～ 成田空港	10.8km
	総 武	佐 倉 ～ 八日市場	38.4km
	東 金	大 網 ～ 成 東	13.8km
25km/h	外 房	千 葉 ～ 御 宿	65.4km
	内 房	館 山 ～ 千 倉	10.7km

- ② 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

（4）主要駅の対応措置

- ① 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により千葉県警察等の協力を得て、警備体制を確立する。
- ② 旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。
- ア 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
- イ 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
- ウ 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

（5）乗車券の取扱い

- ① 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。
- ② 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- ③ 強化地域を通行する特急列車等各列車は、運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

（6）現業機関の長のとるべき措置

① 出火防止措置

- ア 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。
- イ 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

② 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点

検を行い、必要な措置を講じる。

③ 食料及び飲料水の確保

ア あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料のあっせん及び非常用食料の確認をする。

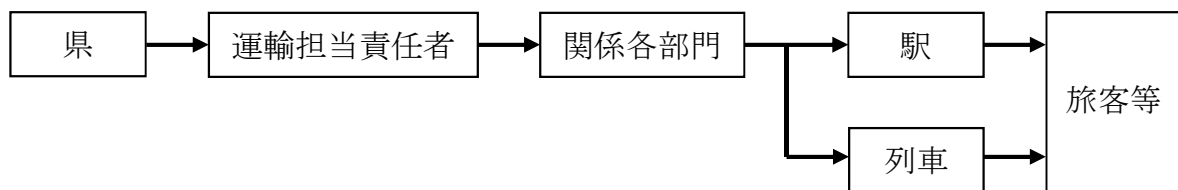
イ 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

2. 京成電鉄株式会社、山万株式会社

(1) 警戒宣言の伝達

① 伝達系統

伝達ルートは次のとおりとする。



② 伝達手段

駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(2) 混乱防止対策

駅、車内での混乱を防止するため、次の措置をとる。

- ① 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力について広報を行う。
- ② 警戒宣言時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼びかけを行う。
- ③ 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

(3) 運行方針

各防災関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道株式会社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

なお、警戒宣言発令時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。

① 発令当日

警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。

なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。

② 翌日以降

震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整のうえ、実施する。

なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(4) 主要駅における対応

① 旅客の安全を図るための措置

ア 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。

イ 状況により、改札止めの入場制限等を行う。

ウ 状況により、警察官の応援を要請する。

② その他の措置

ア 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。

イ 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

(5) 列車の運転中止措置

列車の運行確保にあたっては、県、警察、関係機関と一致協力して、上記の措置をとるものであるが、万一住民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(6) その他の措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか、必要に応じて要注意箇所の点検、監視を行う。

3. バス、タクシー等対策

市内に路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

《基本方針》

警戒宣言が発せられた場合、千葉県警察及び各道路管理者は、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、対応措置を講じる。

1. 千葉県警察のとり道路交通対策

警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、別表の広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- (1) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- (2) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務
- (3) 上記の交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

別表 広域交通規制対象道路及び広域交通検問所

道路種別	路線名	指定検問場所	番号
高速道路 自動車専用道路	首都高速湾岸線	舞浜入口	1
		浦安第1入口	2
		浦安第2入口	3
		千鳥町入口	4
		市川本線料金所	5
	東関東自動車道	湾岸市川インター	6
		湾岸習志野インター	7
		湾岸習志野本線料金所	8
		湾岸千葉インター	9
		千葉北インター	10
		四街道インター	11
		佐倉インター	12
		富里インター	13
		大栄インター	14
		佐原香取インター	15
	新空港自動車道	成田本線料金所	16
	京葉道路	市川インター	17
		原木インター	18
		船橋インター	19
		船橋料金所	20

高速道路 自動車専用道路	京葉道路	花輪インター	21
		幕張インター	22
		武石インター	23
		穴川西インター	24
		穴川中インター	25
		貝塚インター	26
		松ヶ丘インター	27
		蘇我インター	28
	館山自動車道	市原インター	29
		姉崎袖ヶ浦インター	30
		木更津北インター	31
		木更津南インター	32
		木更津南インター国道 16 号入口	33
		君津インター	34
		富津中央インター	35
	富津館山道路	富津竹岡インター	36
		富津金谷インター	37
		鋸南保田インター	38
		鋸南富山インター	39
		富浦インター	40
	東京湾アクアライン連絡道	木更津金田本線料金所	41
		袖ヶ浦インター	42
	首都圏中央連絡自動車道	木更津東インター	43
		市原舞鶴インター	60
		茂原長南インター	61
		茂原北インター	62
		東金インター	49
		山武成東インター	50
		松尾横芝インター	51
	千葉東金道路	千葉東インター	44
		大宮インター	45
		高田インター	46
		中野インター	47
		山田インター	48
	銚子連絡道路	横芝光インター	52
	常磐自動車道	流山インター	53
		柏インター	54

一般国道	国道 16 号	呼塚交差点	55
	国道 6 号	新葛飾橋	56
	国道 14 号	市川橋	57
	国道 357 号	舞浜交差点	58
	国道 51 号	水郷大橋	59

2. 道路管理者のとりくみ

(1) 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所

① 道路施設に関する対策

ア 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

イ 地震発生 of 危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努める。

② 道路交通対策

ア 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討する。

イ 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行う。

③ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行う。

(2) 東日本高速道路株式会社関東支社

① 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。

② 警戒宣言が発せられた場合は、道路巡回等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。

ア 東日本高速道路(株)の管理する高速自動車国道及び一般有料道路

県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。

イ 他道路管理者の管理する道路

関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。

③ 警戒宣言時において、道路管理上、次の対策を実施する。

ア 道路

道路巡回等により、道路状況の把握に努める。

イ 電気通信設備

地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。

ウ 工事中箇所

工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。

(3) 県

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

① 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

② 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立したうえで、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

(4) 市

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

① 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁の重点的な緊急点検巡視を実施する。

② 工事中の道路の安全対策

緊急時に即応できるよう、原則として工事を中止し、保安対策を実施したうえで、緊急車両の円滑な通行の確保を図る。

第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策

《基本方針》

警戒宣言が発せられた場合、各関係機関は、必要な対応措置を講じる。

1. 上水道対策

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

① 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、関係機関等との連絡協力体制について確認する。

② 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

① 警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

② 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

③ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、応急給水に対応できるよう配水圧力を調整し、できる限りの貯水を確保する。

④ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

① 広報内容

ア 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること

イ 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること

1) 飲料水の汲み置き

ポリタンク、フタのできる容器を利用して、概ね3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

2) 生活用水の汲み置き

浴槽等を利用し、貯水する。

ウ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

② 広報の実施方法

「第2節 警戒宣言の伝達及び広報」に定めるところによる。

2. 公共下水道対策

(1) 人員の確保、資機材の点検整備等

① 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、関係機関等との連絡協力体制について確認する。

② 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備を図る。

(2) 施設等の保安措置

① ポンプ場の運転管理について、保安の徹底に努める。

また、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

② 工事中の現場においては、適宜工事を中止し、現場の保安措置を講じる。

3. 電気対策

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

① 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合等、情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

② 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車輛、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる予防措置を講じる。

この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行う。

① 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

② 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話株式会社、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

③ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

① 広報内容

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと

イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること

ウ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと

エ 電線の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること

オ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること

カ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと

キ その他事故防止のための留意すべき事項

② 広報の実施方法

ア 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報

イ 広報車等による広報

4. ガス対策

東京ガス株式会社及び角栄ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

① 人員の確保

ア 勤務時間内

社内放送等により社員に伝達する。

なお、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。

イ 勤務時間外

伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所又はあらかじめ指示された箇所に出動し、地震災害警戒本部の指示に従う。

なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員が自動発令されたものとする。

ウ 工事会社関係

各ガス会社の指示により動員を行い、警戒体制に入る。

供給所、主要バルブ及び主要整圧器の巡視点検を行うとともに、要員を配置する。

② 緊急用工具・資機材及び車両の点検準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

ア 初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具・資機材の点検準備をする。

イ 非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配、準備する。

(3) 施設の保安装置

① 連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

② 施設の巡視、点検

ア ガス供給施設（あらかじめ緊急指定したもの）の巡視、点検を行う。

イ 主要バルブ、主要整流器の巡視、点検を行う。

③ 工事等の作業の中止と安全装置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員、サービス店作業員は、作業を中止し、事故防止措置をとる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

① 広報内容

ア 引き続きガスを供給していること

イ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法

ウ 例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法

エ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意

② 広報の実施方法

ア 広報車により、直接需要家に呼びかける。

イ 防災関係機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

(5) その他

① 関係省庁、自治体、消防及び警察等との連絡について対策を協議し、協力体制をつくる。

② 緊急を要するもの以外の電話使用は控えさせる。

③ 社員等の退社時刻を集中させずに分散させる。

5. 通信対策

(1) 東日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社千葉事業部は、警戒宣言が発せられた場合、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、住民等に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

① 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

② 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝

達を行う。

なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所 千葉事業部千葉災害対策室（NMビル8F）

電 話 043-211-8652（代）

③ 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認

イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全装置

④ 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び住民等による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

1) 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 番号案内

番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ 電報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

エ 窓口業務

平常業務を行う。

⑤ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

(2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、その他の通信事業者

各通信事業者は、警戒宣言が発せられた場合、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、住民等に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

① 要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社の対策に準じる。

② 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

③ 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び住民等による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- 1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。
- 2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

《基本方針》

警戒宣言が発せられた場合、各関係機関は、必要な対応措置を講じる。

1. 学校、幼稚園、保育園等における対策

警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対応する。

なお、幼稚園及び保育園等についても、学校に準じた措置をとる。

(1) 下校措置

① 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、事前に定めた計画等により児童生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

② 児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。

ア 通学路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

ウ 校外における指導時は、帰校後に、下校の措置を行う。

なお、交通機関、道路の状況等によって帰校が困難な場合、学校及び市に連絡を取り、指示を受けるとともに、適宜の措置をとる。

③ 学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対応する。

(2) 保護者への連絡

保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。

(3) 臨時休校措置

警戒宣言が解除されるまで、原則として、臨時休校とする。

(4) 施設の保安措置等

校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。

2. 病院、診療所における対策

病院及び診療所における対策は、次の事項を基本方針とする。

(1) 診療方針

① 外来患者については、状況に応じ可能な限り平常どおり診療を行う。

このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法により行う。

② 入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。

③ 手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対応する。

- ④ 救急患者の受入れ体制を講じる。
 - ⑤ 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じる。
 - ⑥ 手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き、延期するなどの措置を講じる。
- (2) 来院者、入院患者等に対する情報の伝達、取るべき行動に関する指示
- ① 収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
 - ② 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。
- (3) 入院患者の安全確保、施設の保安措置等
- ① 建物、設備の内外部の点検を強化し、危険物及び可燃物については、発災による被害の防止又は軽減を図るため、あらかじめ定められた点検責任者が直ちに必要な措置を講じる。
また、火気使用設備については、防火管理者の指示により使用を制限する。
 - ② 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講じる。
 - ③ 貯水槽へ可能な限り貯水を行うほか、ポリ容器等を活用し、水を確保する。
 - ④ 食料の確保を図る。

3. 社会福祉施設等における対策

各社会福祉施設等は、警戒宣言が発せられた場合に、迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定める。

警戒宣言が発せられた場合には、対応計画に基づき、通所施設、入所施設の別及び通所者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した措置をとる。

- ① 情報の受伝達
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等
- ② 施設の防災点検
応急補修、設備備品等の転倒・落下の防止措置等
- ③ 出火防止
消火器等の点検、緊急貯水等
- ④ 通所者、入所者等の安全確保
応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保
- ⑤ 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置
- ⑥ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- ⑦ その他必要な事項

第9節 避難対策

《基本方針》

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生により土砂災害の危険性が特に高い地区にあっては、市長は、住民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定する。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じる。

1. 警戒宣言時の措置

(1) 避難勧告・指示

市長は、消防等、防災関係機関と協力して、防災行政無線、広報車、メール等の文字情報等により速やかに避難勧告又は指示を行う。

(2) 避難所の設置・管理

「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(3) 緊急物資の供給

「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第17節 緊急物資の供給」に定めるところによる。

(4) その他

避難終了後、消防等、防災関係機関と協力のうえ、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2. 事前の措置

市は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じる。

(1) 避難対象地区の選定及び周知

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、土砂災害により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

なお、避難対象地区を選定した場合、選定した旨の周知を図るほか、避難対象地区の住民等に対し、避難対策措置に係る必要事項について、あらかじめ周知徹底させておく。

(2) 避難所等の指定

「地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定めるところによる。

(3) 情報収集伝達体制の確立

避難勧告、指示を含め、住民等に対する情報伝達体制を確立しておくほか、国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・伝達体制を確立しておく。

情報収集伝達体制の整備については、「地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第20節 情報収集伝達体制の整備」に定めるところによる。

(4) 要配慮者に対する援護体制の確立

特に、避難対象地区における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立するよう努める。

要配慮者に対する援護体制の確立については、「地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第13節 要配慮者の安全確保対策」に定めるところによる。

第10節 救護救援対策・防疫対策・保健活動対策

《基本方針》

警戒宣言が発せられた場合、各関係機関は、救護救援対策、防疫対策、保健活動対策について、必要な対応措置を講じる。

1. 救護救援対策

(1) 医療関係機関の対応

医療関係機関がとる措置は、次のとおりである。

① 日本赤十字社千葉県支部

警戒宣言が発せられた場合は、別に定めた日本赤十字社救護規則により、非常体制配備の活動体制を整えるとともに、支部に災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。

ア 非常無線通信体制と統制局の設置

情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は、傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきちば）が統制局となる。

イ 救護班の待機

成田赤十字病院に対して、初動救護班1個班の待機を指示する。

ウ 血液業務

- 1) 千葉県赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に広報を行うとともに、供給体制を強化するよう指示する。
- 2) 移動中の採血車、供給移動中の車両に対して、早急に業務終了し、帰還させるよう指示する。

エ 生活物資、防災資材、人員等の配備手配

警戒宣言が発せられた場合、応急救護等が必要となる事態に備え、あらかじめ保有している物資、医薬品等の数量の確認を行うとともに、発生に際し、県及び市等からの要請があった場合は、直ちに出動措置が円滑に遂行されるよう必要な準備を講じる。

日赤における保有等の状況は、次のとおりである。

物資の種類	数量
毛布	20,000 枚
敷布	4,500 枚
日用品セット	5,000 組
ガーゼケット	5,000 枚
バスタオル	5,000 枚

② 印旛市郡医師会

会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。

③ 印旛郡市歯科医師会

会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。

(2) 自衛隊の救援対策

陸上自衛隊第1空挺団は、警戒宣言発令後、速やかに県災害対策本部へ連絡班を派遣するとともに、第1空挺団と千葉県災害対策本部との間に、無線及び多重無線通信組織を構成する。

また、必要に応じ、その他の関係防災機関に連絡班を派遣する。

2. 防疫対策

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市町村及び県が実施する。

(1) 県

① 検病調査及び健康診断

健康福祉センター（保健所）は、災害の規模に応じ地区医師会・市町村等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。

② 市町村に対する指導及び指示

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行う。

③ 広報の徹底

④ 防疫活動に必要な資材の供給

人員、資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全健康福祉センター（保健所）、県等の車両を動員する。

⑤ 感染症予防上の飲料水の管理

(2) 市

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、次の事項を基本として、防疫対策実施体制を準備する。

① 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること

② 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること

3. 保健活動対策

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

(1) 県

① 県健康福祉部

ア 関係課・関係機関などから情報を収集し、災害規模、被災状況、関係機関からのニーズ等を把握し、体制整備を含めた、保健活動計画を立てる。

イ 各健康福祉センター（保健所）からの支援要請に基づき、県レベルでの動員計画を策定する。

ウ 厚生労働省等へ保健師等の派遣要請をする。

② 印旛健康福祉センター（保健所）

ア 印旛健康福祉センター（保健所）は、平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者等リスト等について把握に努め、災害時には、管轄市町と連携して被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。

なお、要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。

イ 印旛健康福祉センター（保健所）は、市が行う保健活動の状況により、その活動を支援し、要請に応じ保健師を派遣するとともに、県健康福祉部に連絡を行う。

また、印旛健康福祉センター（保健所）管内での対応で不足の場合は、速やかに県健康福祉部に連絡し、管外からの支援を要請する。

ウ 印旛健康福祉センター（保健所）は、災害時に保健活動チームを編成し、避難所及び避難所以外の被災地において、市と連携し被災住民の健康管理や相談等保健活動を行う。

(2) 市

① 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握に努め、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。

なお、要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。

② 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。

③ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は印旛健康福祉センター（保健所）を通じ県に派遣依頼をする。

④ 避難所等におけるプライバシーの確保とマスコミ取材等による住民不安への対応を実施する。

第11節 その他の対策

《基本方針》

警戒宣言が発せられた場合、各関係機関は、救護救援対策、防疫対策、保健活動対策について、必要な対応措置を講じる。

1. 食糧、医薬品等の確保

県、市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食糧、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 食糧の確保

- ① 県は、市町村から災害応急食糧割当申請があった場合の準備体制をとる。
- ② 農林水産省生産局は、災害救助用米穀引渡の準備体制をとる。
- ③ 市は、食糧供給体制をとるとともに、協定業者等の協力のもと、食糧の確保に努める。

(2) 医薬品の確保

佐倉市薬剤師会等は、備蓄医薬品等の供給準備体制をとる。

2. 緊急輸送の実施準備

県、市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

各防災関係機関は、緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 緊急輸送車両の確認

「地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保」に定めるところによる。

(3) 関係団体による協力

一般社団法人千葉県トラック協会は、千葉県災害対策本部から緊急輸送の要請を受けた場合に備え、「災害警戒千葉県本部」を設置し、協力準備体制をとる。

3. 市が管理、運営する施設対策

(1) 施設の利用自粛

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設、美術館、図書館、都市公園等については、原則として開館、供用等を自粛する。

この場合、個人使用形態をとる施設においては、個人施設利用者に、団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。

なお、指定管理者制度を導入している施設についても同様の対応を行う。

(2) 施設の保安措置等

各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

4. 市税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における市税の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、県税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。
- ② 警戒宣言発令に引き続き、災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

5. その他（特定動物の逸走防止）

県は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。

また、市は、県の行う措置に対し、必要な協力を行う。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- ① 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。
- ② 動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。

地震災害対策編 附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第5章

住民等のとるべき措置

第5章 住民等のとるべき措置

第1節 住民等のとるべき措置

東-5-2

1. 平常時

東-5-2

2. 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

東-5-3

3. 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

東-5-4

第2節 自主防災組織のとるべき措置

東-5-6

1. 平常時

東-5-6

2. 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

東-5-6

3. 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

東-5-7

第3節 事業所のとるべき措置

東-5-8

1. 平常時

東-5-8

2. 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

東-5-8

3. 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

東-5-9

第5章 住民等のとるべき措置

第1節 住民等のとるべき措置

《基本方針》

東海地震が発生した場合、千葉県は、震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、壁に割れ目が入る、墓石・石どうろうが倒れる、煙突・石垣などが破損する、軟弱な地盤において割れたり崩れたりする、ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

佐倉市内においても、人口集中地区を中心に、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

県、市を始め、各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、自治会・町内会等、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本節では、住民等が平常時及び東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時において、それぞれとるべき措置基準を示す。

1. 平常時

(1) 家や塀の耐震化の促進

- ① わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。
- ② ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。

(2) 家具類の転倒・落下防止措置

- ① タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定等を行う。
- ② 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。
- ③ 窓ガラスのパネ等を点検し、弱い部分は補強する。

(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理の励行

- ① ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。
- ② プロパンガスボンベ等は、固定し、設備の定期点検を行う。
- ③ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。
- ④ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。

(4) 消火器、消火用水の準備

- ① 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。
- ② 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。

(5) 飲料水、食糧の準備

- ① 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分～1週間分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約3リットル）。

- ② 食糧は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等）を3日分～1週間分程度準備しておく。

(6) 救急医薬品等の準備

傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布等を救急箱等にいれて準備しておく。

また、処方箋のコピーを用意しておく。

(7) 生活必需物資の準備

次のような生活必需物資を準備しておく。

- ① 被服、寝具及び身のまわり品
- ② 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ③ 衛生用品
- ④ 炊事用具及び食器
- ⑤ 光熱材料（ガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯、マッチ、ろうそく等）
- ⑥ 乳幼児用品
- ⑦ 女性用品
- ⑧ 要援護高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

(8) 防災用品の準備をする。

ラジオ、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。

(9) 防災講習会、防災訓練、地域活動への参加

- ① 市や自主防災組織、自治会・町内会等が行う防災講習会、防災訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- ② 自主防災組織や自治会・町内会等の地域活動に積極的に参加し、地域住民相互間のコミュニティの強化に努める。

(10) 家庭内での対応措置の話し合い

- ① 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。
- ② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
- ③ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。

2. 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまでにおける住民等のとるべき措置は、概ね次のとおりである。

(1) 東海地震注意情報の入手

テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。

(2) 電話の利用自粛

県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。

また、電話の利用を自粛する。

(3) 自家用車の使用自粛

警戒宣言の発令や地震発生に備え、自家用車の使用を自粛する。

(4) その他

- ① 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- ② 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

3. 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

警戒宣言が発令されてから地震発生までにおける住民等のとるべき措置は、概ね次のとおりである。

(1) 警戒宣言情報の入手

- ① 市等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。
- ② 県、市、警察、消防等防災関係機関の関連情報に注意する。

(2) 家具類の転倒・落下防止措置の確認

- ① 家具、棚等の上の重いものをおろす。
- ② 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。
- ③ ベランダの置物を片付ける。

(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理の確認

- ① 火気使用器具の使用は、最小限にし、いつでも消火できるようにする。
- ② ガス器具等の安全設備を確認する。
- ③ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。
- ④ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。

(4) 消火器、消火用水の確認

消火器、消火用水の置き場所を確認する。

(5) ブロック塀、石塀、門柱等の点検

危険箇所には、安全措置をとり、付近に人を近寄らせないようにする。

(6) 飲料水、食糧、生活必需物資等の確認

- ① 飲料水、食糧を確認する。
- ② 救急医薬品を確認する。
- ③ 生活必需物資を確認する。
- ④ 防災用品を確認する。

(7) 電話の利用自粛

県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。
また、電話の利用を自粛する。

(8) 自家用車の利用自粛

- ① 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。
- ② 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。

(9) 幼児、児童生徒、高齢者、病者等の安全確認

- ① 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）等が安全な場所にいるか確認する。
- ② 幼児、児童生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。

(10) その他

- ① エレベーターの使用をさける。

- ② 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- ③ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

《基本方針》

本節では、自主防災組織が平常時及び東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時において、それぞれとるべき措置基準を示す。

なお、自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会・町内会等が、この基準に準拠して対応措置をとる。

1. 平常時

(1) 体制整備

組織の編成と、各班の役割を明確にする。

(2) 防災知識の普及

- ① 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。
- ② 地域内の延焼拡大危険地区、がけ崩れ等の災害危険箇所を把握する。
- ③ 地域内の消防水利を把握する。
- ④ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
- ⑤ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。

(3) 防災訓練等の実施

災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。

(4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行

- ① 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検について啓発する。
- ② 各戸に対して易・可燃性物品の点検について啓発する。
- ③ プロパンガスボンベの点検について啓発する。

(5) 防災資機材等の整備

地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備しておく。

(6) 情報の収集、伝達体制の確立

- ① 市、警察、消防等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。
- ② あらかじめ収集伝達すべき情報を定めておく。

2. 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまでにおける自主防災組織のとるべき措置は、概ね次のとおりである。

(1) 東海地震注意情報の入手

テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。

(2) 地域住民に対する呼びかけ

地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。

3. 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

警戒宣言が発令されてから地震発生までにおける自主防災組織のとるべき措置は、概ね次のとおりである。

(1) 自主防災組織の活動体制の確立

- ① 自主防災組織の編成を確認する。
- ② 自主防災組織本部を設置する。
- ③ 自主防災組織の役割分担を確認する。

(2) 警戒宣言情報の入手

- ① 市等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。
- ② 県、市、警察、消防等防災関係機関の関連情報に注意する。

(3) 地域住民に対する情報伝達

- ① 市、警察、消防等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。
- ② 地域住民に対して、とるべき措置を呼びかける。

(4) 飲料水、食糧、防災資機材等の確認

- ① 飲料水、食糧の確保及び調達方法を確認する。
- ② 防災資機材等を確認する。

(5) 幼児、児童生徒、高齢者、病者等の安全確認

地域住民に対し、幼児、児童生徒、老人、病者等の安全対策措置を呼びかける。

第3節 事業所のとるべき措置

《基本方針》

本節では、事業所が平常時及び東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時において、それぞれとるべき措置基準を示す。

1. 平常時

消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成する。

（1）自衛防災体制の確立

- ① 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成
- ② 組織の役割分担の明確化

（2）教育及び広報活動

- ① 従業員の防災知識の高揚を図る。
- ② 従業員の安否確認方法について定める。
- ③ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修を実施する。
- ④ 従業員の帰宅対策について定める。

（3）防災訓練

災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練等を実施する。

（4）危険防止対策

- ① 施設、設備の定期点検を行う。
- ② 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を行う。

（5）出火防止対策

- ① 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検を行う。
- ② 消防水利、機材の整備点検を行う。
- ③ 商品の整備点検を行う。
- ④ 易・可燃性物品の管理点検を行う。

（6）消防資機材等の整備

情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。

（7）情報の収集、伝達体制の確立

- ① 市、警察、消防等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。
- ② 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報をあらかじめ選定する。

2. 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまでにおける事業所のとるべき措置は、概ね次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報の入手
テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。
- (2) 自衛防災体制の確認
自衛防災体制を準備、確認する。
- (3) 警戒宣言時における対応方法等の確認
消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。
- (4) 顧客、従業員に対する安全対策措置等
顧客、従業員に対する安全対策措置をとるほか、必要に応じて防災措置をとる。

3. 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

警戒宣言が発令されてから地震発生までにおける事業所のとるべき措置は、概ね次のとおりである。

- (1) 自衛防災組織の活動体制の確立
 - ① 自衛防災組織の編成を確認する。
 - ② 自衛防災本部を設置する。
 - ③ 自衛防災本部の役割分担を確認する。
- (2) 警戒宣言情報の入手
 - ① 市等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。
 - ② 県、市、警察、消防等防災関係機関の関連情報に注意する。
- (3) 顧客、従業員に対する情報伝達
市、警察、消防等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して周知する。
- (4) 危険防止措置の確認
 - ① 施設、設備を確認する。
 - ② 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。
- (5) 出火防止措置の確認
 - ① 火気器具等の使用は、原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。
 - ② 火気使用場所及び周辺を確認する。
 - ③ 消防水利、機材を確認する。
 - ④ 易・可燃性物品を確認する。
- (6) 防災資機材等の確認
情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。
- (7) 営業の継続又は自粛等
 - ① 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。
 - ② 不特定かつ多数の者が出入する劇場、映画館、百貨店、旅館等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。
 - ③ 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。

④ バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。

⑤ 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。

なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しないよう周知する。

(8) 電話の利用自粛

県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。

また、電話の利用を自粛する。

(9) その他

① エレベーターの使用をさける。

② 不要な物資の買い急ぎを自粛する。

③ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。